

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に當
たるときは、
その翌日)

目 次

- ◇告 示 生活保護法による指定医療機関の廃止
保安林予定森林
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業計画の変更の適否の決定
- 土地区画整理事業の定款等の変更の認可
- 都市計画の変更に係る図書の縦覧(四件)

告 示

鳥取県告示第四百一十一号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百二十二号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一(一) 保安林予定森林の所在場所

鳥取市上原字狸谷上分八六六の三、八六六の四、八六六の一〇、八六六の一、矢矯字毛無シ六四〇、岩美郡国府町大字雨滝字河合谷九五六の六、気高郡鹿野町大字河内字林ノ谷四二八四の六から四二八四の九まで、字竹谷四二九二、八頭郡郡家町大字土師百井字東薬谷四二三から四二六まで、四二八から四三一まで、字西薬谷四五五、四五六、四五九、河原町大字片山字灌佛谷九三〇の一

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
井上歯科診療所	八頭郡郡家町郡家三九番地	昭和四十一年十月一日
世良田歯科医院	米子市内町七九番地	昭和四十七年四月三日

- で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

- 八頭郡八東町大字妻鹿野字財尾山二〇八〇、二〇八一、二〇八四、二〇八六、二二〇二、二二〇三、若桜町大字岸野字中代山一六八の二、一六八の五、一七〇、字下代山一七九から一八二まで、大字須澄字アワ井谷四五五の一から四五五の一八まで、四五六の一、四六〇、四六一の一、四六一の二、四六三、字見内三六九、字岩伏五五二、五七五、大字糀米字サイノ坂六二〇の九から六二〇の一二まで、用瀬町大字赤波字小石川一八九八、字大石川一九一八から一九二三まで、一九三三から一九四一まで、字奥河原谷二一四二の一、佐治村大字古市字屋敷二〇一次二、六三二、字スカフ四五〇、大字加瀬木字大滝坂四二六、四二七、四四一、四四二、智頭町大字尾見字大馬場瀬上ミ平六九の一、六九二、字大馬場瀬下モ平七二六、大字口字波字ヒル途五六〇、五六〇の一、五六二、五六四の一、五六四の二、五六五、五六六の一、五六七、五六八、字ヤトウジ五六九、字下モ小谷六八六の一、大字奥本字半田九六四の一、九六五から九六九まで

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

三(一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字久連字継岩向七一四の一

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

四(一) 保安林予定森林の所在場所

岩美郡岩美町大字荒金字岩ヶ谷七〇二(次の図に示す部分に限る。)、気高郡青谷町大字八葉寺字コモロ八八九、大字山根字北谷八九六の一

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として、伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 五(一) 保安林予定森林の所在場所
- 八頭郡佐治村大字河本字小嵐三九四次四、字原六九一、六九二、字津エノ内三九五の二、三九六から三九九まで、字杖ノ内七二二、七二六、七二七、智頭町大字市瀬字家ノ下三二〇六の一、三二〇七、大字西野字尾見谷一二九六
- (二) 指定の目的
- 土砂の崩壊の防備
- (三) 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 六(一) 保安林予定森林の所在場所
- 日野郡江府町大字杉谷字中谷川尻二六六の一、二六七、二七三、二七四の一、溝口町福居字砂田ノ空ラ七四〇、七四一の一、字清水横路
- 七四二の一、七四三、添谷字中南谷一五二、一五九、一六〇
- (二) 指定の目的
- 土砂の崩壊の防備
- (三) 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 七(一) 保安林予定森林の所在場所
- 日野郡日南町神福字棚ヶ谷七二一、日野町舟場字大平八三五、小原字大矢戸原五六七から五六九まで、五七二、五八四の一、字大鉄穴四九〇の一、金持字地藏谷一三九五から一三九九まで、上菅字家ノ奥一〇五〇の二、高尾字道ウエ二〇七
- (二) 指定の目的
- 土砂の崩壊の防備
- (三) 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次のとおり」及び「次の図」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第四百十三号

昭和五十一年一月十三日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（朝月地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年二月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百十四号

昭和五十年十月八日付けで東伯町から申請のあつた土地改良（笠田地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年二月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、田島土地区画整理事業の定款及び事業計画の変更を認可したので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 組合の名称

鳥取市田島土地区画整理組合

二 事業施行期間

変更前	昭和四十九年十月四日から昭和五十四年三月三十一日まで
変更後	昭和四十九年十月四日から昭和五十五年三月三十一日まで

三 施行地区

前	鳥取市田島字前田下通り巻、字前田下通り式、字池端田測通り、字前畑ケ、字宮ノ下、字東土居及び字西土居の各一部、並びに字池端中道通りの全部並びに松並町一丁目的一部
後	鳥取市田島字前田下通り巻、字前田下通り式、字池端田測通り、字前畑ケ、字宮ノ下、字東土居及び字西土居の各一部、並びに字池端中道通りの全部、松並町一丁目の一部並びに田園町三丁目的一部

四 事務所所在地

鳥取市尚徳町一一六番地(鳥取市建設部開発課内)

五 設立認可の年月日

昭和四十九年十月一日

六 事業年度

変更前	昭和四十九年度から昭和五十三年度まで
変更後	昭和四十九年度から昭和五十四年度まで

七 変更認可の年月日

昭和五十一年二月二十五日

八 告示の方法

鳥取市役所及び三の施行地区周辺の鳥取市の揭示場に揭示する。

鳥取県告示第四百四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十一年二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の変更に係る土地の区域

緑一号袋川通り線

削除する部分

鳥取市御弓町、吉方町一丁目、寺町、戎町、元町、川端四丁目、川端五丁目、元魚町四丁目、茶町、本町五丁目、片原五丁目、玄好町、材木町、湯所町一丁目、湯所町二丁目、弥生町、栄町、瓦町、南町、寿町、相生町一丁目及び相生町四丁目

(一) 十号旧袋川通り右岸線
追加する部分

鳥取市御弓町、吉方町一丁目、寺町、戎町、元町、川端四丁目、川

端五丁目、元魚町四丁目、茶町、本町五丁目、片原五丁目、玄好町、

材木町、湯所町一丁目及び湯所町二丁目

(一)十一号旧袋川通り左岸線

追加する部分

鳥取市弥生町、栄町、瓦町、南町、寿町、相生町一丁目及び相生町

四丁目

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十一年二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の変更に係る土地の区域

第八・七・一号 久松公園

変更する部分

鳥取市東町二丁目及び湯所町一丁目

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画緑地を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十一年二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の変更に係る土地の区域

第二号 旧袋川緑地

変更する部分

鳥取市材木町、玄好町、片原五丁目、本町五丁目、茶町、元魚町四

丁目、川端五丁目、川端四丁目、元町、戎町、寺町、弥生町、栄町、

瓦町、南町、寿町、相生町一丁目及び相生町四丁目

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により当該都市計画

の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十一年二月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画を変更する土地の区域

三・四・六号米子港西三柳線
変更する部分

米子市立町四丁目、錦町三丁目、西三柳字空地市庵道添東並びに米
原字吉左衛門道西空地、字吉左衛門道東空地、字吉左衛門道東六拾間、
字市庵道東六拾間、字大沢十一及び字大沢十二

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課